

私立幼稚園等預かり保育事業実施園 設置者 様
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園 設置者 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

令和3年10月1日以降の
市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の対応について（依頼）

日頃から、本市の幼児教育関連事業に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
また、本市においても新型コロナウイルス感染症への対応が長引く中で、園児及び教職員の皆様ご自身の健康管理、消毒、教育内容の工夫など、様々な対応を長期にわたり継続していただいていることについて、深く感謝申し上げます。

さて、令和3年9月30日をもって政府による神奈川県への「緊急事態宣言」が解除されることとなりました。これに伴い、令和3年8月20日付の通知「緊急事態宣言の延長（令和3年9月12日まで）における市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の対応について」（令和3年8月20日 こ保運第767号）で示していた「市型預かり保育の満3歳児及び2歳児受入れ推進事業の利用料の日割り対応」を令和3年9月30日で終了します。

引き続き、保護者の皆様に対し、感染拡大防止のため、市型預かり保育等の必要な範囲での利用をお願いしてまいります。各園におかれましては、在宅勤務等であることのみを理由に、保護者へ利用を控えるよう求めることのないよう御理解、御協力をお願いします。

今後も国からの通知や地域の状況等を踏まえ、速やかな情報提供等に努めてまいりますので、引き続き、御協力くださいますようお願いいたします。

1 利用料（市型預かり保育の満3歳児の利用及び2歳児受入れ推進事業のみ）について
緊急事態宣言の解除に伴い、市型預かり保育の満3歳児の利用及び2歳児受入れ推進事業の利用料の日割り対応を9月30日で終了します。

2 市型預かり保育事業等の補助金について

「市型預かり保育事業等の利用登録をしていたにも関わらず、感染拡大防止の観点から利用を控えた結果、1か月に1日も利用しなかった園児についても補助対象とする取扱い」を9月30日で終了します。

3 添付資料

- ・保護者の皆様への配布資料

「令和3年10月1日以降の市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の利用について」

<担当>

横浜市こども青少年局保育・教育運営課
幼児教育係 杉浦、萩谷、木幡

電話：045-671-2085

E-mail：kd-azukari@city.yokohama.jp